

今どきの喫煙ルールを知ろう!

喫煙ルール
とは?

～望まない受動喫煙ゼロの豊橋をめざして～

① 屋内は原則禁煙

豊橋市では、健康増進法と豊橋市受動喫煙防止条例により、
2020年4月1日から屋内は原則禁煙となりました。

屋内では、喫煙専用室以外は禁煙です。

子どもや患者、妊婦等が主に利用する施設

(例:各種学校、病院、児童福祉施設)等では敷地内も禁煙です。



② 周囲に配慮する義務

望まない受動喫煙を生じさせることがないように

周囲の状況に配慮しなければなりません。

受動喫煙とは、他人の吸ったたばこの煙にさらされることです。

「受動喫煙」とは

「副流煙」と「呼出煙」が混ざった空気(環境たばこ煙)が
受動喫煙の原因になります。

副流煙には主流煙よりも多くの有害物質が含まれています。



③ 20歳未満は喫煙エリアに立ち入り禁止

20歳未満の方は、従業員であっても喫煙エリアには立入禁止です。

2020年4月1日までに営業している経営規模の小さな飲食店のうち、
屋内全部を喫煙可能としている場合は、お子様連れのご家族は
入店不可です。



④ 標識(ステッカー)の掲示

利用する施設が喫煙可能な施設か禁煙施設か理解した上で、利用するかどうか選択できるようにします。



⑤ 加熱式たばこは紙巻きたばこと同等の規制

喫煙選択可能施設以外では、加熱式たばこ専用の喫煙専用室でも、飲食等をしないようにしてください。

「加熱式たばこ」とは

たばこ事業法の「製造たばこ」で、たばこの葉を専用器具で加熱し、喫煙するもの。



⑥ 喫煙者への罰則規定

喫煙禁止場所で喫煙を発見し、繰り返し指導しても改善が見られない場合には、**最大30万円**の過料が科せられることがあります。



受動喫煙、これでは防げない!

多くの施設において、屋内は原則禁煙になります。たばこを吸うときは決められた場所で。

■ 施設の出入り口の喫煙所

人が通らない屋外に設置を。



■ 換気扇だけ、空気清浄機だけの喫煙室

禁煙空間に空気が流れないような換気が必要。喫煙専用室の設置を。



■ ベランダや玄関先での喫煙

(煙はどこに向かうでしょうか)
隣家に煙が流れない場所での喫煙を。



■ 人通りの多い場所での喫煙

広範囲に受動喫煙が発生するため、決められた場所で喫煙を。



令和4年10月に実施した健康づくりに関するアンケート結果

Q この1年間で受動喫煙にあった施設(店)や場所はどこですか?

- ① 公共の場所(公園、道路、河川など)
- ② 家
- ③ 職場の順に多い結果でした。



問合せ先

豊橋市保健所 健康政策課 TEL 0532-39-9149 (平日8時30分~17時15分)

▶市のホームページはこちら

豊橋市 受動喫煙防止対策

検索

